

横浜市中小企業振興基本条例に基づく

平成24年度の実施状況について

1 中小企業振興施策の実施状況について 2

【報告書掲載事業】 2事業／全体67事業

番号	事業名	掲載頁
34	商店街との連携	2（冊子31）
35	廃油の横浜市浴場協同組合への優先的売却	2（冊子31）

2 物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大
について 3

1 中小企業振興施策の実施状況について

(単位:千円)

34 商店街との連携

24決算額	—
23決算額	—

(交通局路線計画課、営業・観光企画課)

【事業内容】

市営バスと路線沿線にある神奈川区「おおぐち通商店街」が連携し、商店街の活性化と公共交通の利用促進を図るため、平成21年10月1日から実施しています。

24年度は、商店街と交通局の相互PRによる連携に重点を移し、連携先商店街を拡大することにより、商店街の活性化及びバス利用促進の強化を図ってまいりました。

【実績】

○連携先商店街を2か所拡大

・横浜橋通商店街(南区) ・六角橋商店街(神奈川区)

○商店街のイベント情報のバス車内への掲出(ポスター1,600枚、チラシ2,000枚)や、イベント会場での交通局のチラシの配布などの相互PRを実施

○交通局ホームページでのPRや、交通局ホームページから各商店街のホームページリンクを設定

【課題と25年度以降の対応】

中期経営計画(24~26年度)では、3か年目標として、既存の1か所以外に、連携先商店街3か所の拡大を掲げており、24年度内に2か所拡大しました。残りの1か所については、25年度に豊岡商店街(鶴見区)との連携を開始いたしました。

35 廃油の横浜市浴場協同組合への優先的売却

24決算額	—
23決算額	—

(交通局経営企画課)

【事業内容】

市営バス営業所で発生するエンジンオイル・ギアオイルなどの廃油を横浜市浴場協同組合へ売却しています。中小企業の調達を手助けすると同時に、廃油のリサイクルを通じて環境にも貢献しています。

【実績】

・23年度売却数量 35,800リットル

・24年度売却数量 35,600リットル

【課題と25年度以降の対応】

車両整備の状況により、売却数量が変動する可能性があります。今後も優先的に売却を継続していきます。

2 物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大

(1) 平成 24 年度の受注機会増大に向けた取組

物品の調達及び委託業務の発注にあたっては、市内経済の活性化の観点から、従来から市内事業者への優先発注を基本方針とし、市内事業者の入札参加機会の確保のため、専門事業者への分離発注やコスト面を考慮した分割発注を進めてきました。

●24 年度発注状況の分析

- ・**物品**については、全体のうち市内中小企業者へ発注した割合は
契約件数ベース **83.0%** (23 年度 79.8% **3.2 ポイント増**)
契約金額ベース **60.7%** (23 年度 57.8% **2.9 ポイント増**)
- ・**委託**については、全体のうち市内中小企業者へ発注した割合は
契約件数ベース **81.9%** (23 年度 77.9% **4.0 ポイント増**)
契約金額ベース **48.2%** (23 年度 21.1% **27.1 ポイント増**)

⇒市内中小企業者に優先的に発注を行い、分離・分割発注を進めたことにより、**物品・委託ともに契約件数ベースと契約金額ベースの両方で市内中小企業者の割合が増加しました。**

⇒特に委託については、23 年度と比べて市内中小企業者と契約締結した設計・測量等委託が 3 件 4,883 千円から 17 件 33,897 千円に増加したことで、契約金額ベースでの割合が大幅に増加しました。

●24 年度の具体的な取組

- ・市営交通アクションプランに中小企業振興に向けた取組を掲げ、物品・委託の契約件数ベースでの市内中小企業者の受注率を 67.7%とする目標を設定しました。受注機会の増大に向けて全局を挙げて取り組んだ結果、**物品・委託を合計した受注率は 82.9%となり、目標を達成しました。**
- ・市内中小企業者の受注機会の増大について局内に再度通知を行い、職員向けの研修を活用して周知徹底を図りました。
- ・全ての契約案件について、**発注の起案に分離・分割発注の検討結果について明記**させ、各発注担当課の取組を促すようにしました。
- ・入札や見積合せにおいて公募を実施する際、**対象業者を市内中小企業者に限定**したり、**同種の業務実績を問わず公募**を行うように努め、市内中小企業者が参入しやすくなりました。
- ・ブルーライン及びグリーンラインの駅清掃業務について、**複数年契約としていたものを単年度契約に変更**し、市内中小企業者が参入しやすくなりました。(財政局契約案件)

(2) 今後の受注機会増大に向けた取組の方向性

市営交通中期経営計画（平成 24～26 年度）においては「市内中小企業者の支援や連携を強化し、市内経済の活性化に貢献していくこと」を**地方公営企業として当然果たすべき役割の一つ**として位置づけています。これにもとづき、引き続き次のような取組を行っていきます。

- ・市内中小企業者の受注機会の増大について、研修等を活用して局内に周知徹底します。
- ・仕様書等の作成段階から専門事業者への分離発注やコスト面を考慮した分割発注を検討するよう、局内に周知徹底します。
- ・市内中小企業者以外へ発注する場合は、当該事業者を選定する理由書を添付することとし、市内中小企業者の受注機会増大を促進する仕組みをつくりまします。

市内中小企業者への発注状況（交通局契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）								単独随意契約及び大規模契約の合計		
	市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額	
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減					
平成24年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	1	1,894,200
	物品	1,316	83.0	3.2	111,986	60.7	2.9	1,586	184,517	376	1,364,070
	委託	95	81.9	4.0	107,115	48.2	27.1	116	222,327	172	4,323,971
	合計	1,411	82.9	3.2	219,101	53.9	18.6	1,702	406,844	549	7,582,241
平成23年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	2	352,170
	物品	1,238	79.8	22.7	110,545	57.8	▲15.0	1,552	191,156	468	1,412,764
	委託	74	77.9	1.7	63,891	21.1	▲16.2	95	302,481	138	4,183,633
	合計	1,312	79.7	22.0	174,436	35.3	▲12.8	1,647	493,637	608	5,948,567

- ※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合
- ※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。
- ※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、中小企業者の参入の余地がない単独随意契約及び大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）を除いたもの。

【参考資料】

市内中小企業者への発注状況（財政局契約部契約締結分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）								単独随意契約及び大規模契約の合計		
	市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額	
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減					
平成24年度	工事	40	76.9	3.8	576,166	43.3	15.1	52	1,330,111	7	465,101
	物品	149	78.8	▲1.2	259,717	38.7	▲3.2	189	671,523	102	2,186,324
	委託	38	95.0	9.6	274,065	95.3	10.6	40	287,435	33	888,320
	合計	227	80.8	1.2	1,109,948	48.5	6.9	281	2,289,069	142	3,539,745
平成23年度	工事	38	73.1	1.2	511,401	28.2	▲20.4	52	1,810,944	2	61,581
	物品	128	80.0	▲5.2	192,592	41.9	▲3.3	160	459,259	112	2,758,834
	委託	41	85.4	▲4.3	473,135	84.7	▲3.1	48	558,387	27	304,214
	合計	207	79.6	▲2.8	1,177,128	41.6	▲9.8	260	2,828,590	141	3,124,629

- ※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合
- ※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。
- ※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、中小企業者の参入の余地がない単独随意契約及び大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）を除いたもの。